

民事判決データベース化事業の在り方に関するWG（第5回）

令和4年9月27日（火）

16:00～18:00

弁護士会館17階1704会議室

議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶等
- 2 民事判決に関する情報管理機関の実務体制たたき台について
- 3 意見交換

（配布資料）

- 1 民事判決データベース化事業の在り方に関するWG構成員及び出席者（第5回）
- 2 民事判決に関する情報管理機関の実務体制たたき台（※実証実験の論点について）
- 3 裁判所・情報管理機関間の判決授受方法（裁判所との協議事項）

民事判決データベース化事業の在り方に関するWG
 構成員名簿及び出席者一覧（第5回）

2022年（令和4年）9月27日

◎：WG座長

	構成員	出席者（第5回・9/27）
※	ウエストロー・ジャパン株式会社	中村裕哲（執行役員）
※	株式会社LIC	大塚昭之（編集長）
	株式会社TKC	山澤和之（常務執行役員リーガルデータベース営業本部長）
	株式会社有斐閣	高橋 均（常務取締役 法律編集局長）
※	第一法規株式会社	田中英弥（代表取締役社長）
※		川原崎晶子（出版編集局編集第一部長）
※	レクスネクシス・ジャパン株式会社	漆崎貴之（リサーチ&コンサルティング部シニアマネージャー）
※	株式会社 Legalscape	八木田樹（代表取締役・最高経営責任者）
※		津金澤佳亨（最高執行責任者）
※		城戸祐亮（取締役・最高技術責任者）
※	NECソリューションイノベータ株式会社	武藤久志（プロフェッショナル）
※		平松直人（主任）
◎	菊地裕太郎（日本弁護士連合会元会長）	菊地裕太郎（日本弁護士連合会元会長）
	早稲田祐美子（日弁連法務研究財団専務理事）	早稲田祐美子（日弁連法務研究財団専務理事）
	菰田 優（日本弁護士連合会元事務総長）	菰田 優（日本弁護士連合会元事務総長）
※	平岡 敦（弁護士）	平岡 敦（弁護士）

	オブザーバー	出席者（第5回・9/27）
	法務省	渡邊英夫（法務省司法法制部参事官）

	事務局	出席者（第5回・9/27）
	日弁連法務研究財団	大坪和敏（事務局員）
	日本弁護士連合会	杉村亜紀子（事務次長）

※ Web 会議システムによる出席者

民事判決に関する情報管理機関の実務体制たたき台
(※実証実験の論点について)

2022年9月27日

1 民事判決情報の取得体制の構築

- (1) 取得対象とすべき民事判決情報の範囲
簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所のすべての民事判決
(調書判決を含む)
- (2) 付加情報の取得の要否、可否
裁判所から提供された判決
事件管理システムで保持しているメタデータ
利活用機関にて必要となる付加情報¹
- (3) 裁判所から取得する民事判決情報のデータ形式
判決原本 (PDF)
- (4) 取得のフロー【P】
事件管理システムとの連携について裁判所と協議

2 情報管理機関の在り方

- (1) 情報管理機関となる組織
公益財団法人【P】
- (2) 適格性維持のため必要となる人的体制等
管理責任者 (弁護士) 1名
担当職員 2名

3 仮名処理の実務体制の構築

- (1) 仮名処理の対象民事判決情報の範囲
簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所のすべての民事判決
(調書判決は電子化されたもののみ)
- (2) 自動仮名処理システム、人手修正支援ツール、仮名化前後のデータベース
の開発
- (3) 機械処理のフローの構築
- (4) 人手修正のフローの構築
仮名処理の人員 16名 (実証実験より)
情報管理機関が外部委託

¹ 利活用機関のニーズ調査を踏まえて、現時点の事件管理システムでは想定していないが、裁判所にて付加することが可能であるデータ

4 民事判決情報の保管管理体制の構築

- (1) 仮名化前後の民事判決情報の保管管理方法
前後いずれもクラウド
保存期間→仮名化前20年【P】、仮名化後20年
- (2) 情報セキュリティ体制の構築等【P】

5 民事判決情報の提供システムの構築

- (1) 提供システムに実装すべき機能
検索機能→言渡裁判所、言渡年月日、事件番号、事件名
- (2) 提供のフローの構築、料金体系
原則として仮名化された全判決を提供する前提での料金設定
特定の事件名の判決のみを提供する場合の料金設定【P】
(件数ごと、容量ごと、サブスクリプション制等)

6 民事判決情報の提供のための要件等

- (1) 利活用機関の範囲、要件、
- (2) 利活用機関に対する提供の条件の要否、内容(利活用機関における情報セキュリティ体制、目的外利用の禁止等)
- (3) ビッグデータとしての利活用を目的とする場合の提供の在り方

※ 以上(1)から(3)については、情報管理機関が利活用機関と締結する契約書において提供の条件等を定め、利活用機関とは全てその契約書を締結するものとする。

7 言渡から提供までの期間

原則裁判所から提供を受けた日の翌日までに仮名処理
(仮名処理する調書判決については1か月に1回)

8 事後的是正

原則管理責任者(弁護士)により対応
管理責任者の判断が困難な場合は外部調査(弁護士)

裁判所・情報管理機関間の判決授受方法
(裁判所との協議事項)

第1 前提とする裁判所内での判決の管理方法

第2 授受の方法

第3 判決授受APIの仕様

1 機能

2 システム基盤

第4 授受対象メタデータ

以上